

「令和3年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方	1
II. 中小企業が事業継続するための税制措置	9
III. 地方のあり方	10
IV. 震災復興等	12
V. その他	12

はじめに

本年の「税制改正に関する提言」のキーワードは、言うまでもなく世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症です。我が国経済も完全に飲み込まれ社会経済活動が機能不全に陥るなど、国難ともいえる未曾有の危機に直面したのです。

これへの対応が最優先課題となったわけですが、要因が要因だけにこれまでのような経済対策では対応できず、個人の生活や中小企業などの“出血”を止める財政支援を中心とした社会政策となりました。また、感染収束の時期が見通せないことから、景気のV字回復は困難になったのです。

そして個人も企業も新型コロナの存在を前提とした「新しい日常」への行動変容を余儀なくされたほか、国家的課題である社会保障や税財政の改革も一時棚上げ状態となりました。しかし、いくら危機対応に財政出動が必要だとはいえ、大規模な赤字国債の発行により急速かつ深刻化した財政悪化を見逃すわけにはいきません。

本提言はこうした現状認識と問題意識を背景に、「コロナ収束後」を見据えた借金返済計画の議論に入るよう求めたのが最大の特徴です。その返済財源については、将来世代に回さず現世代で背負うよう促しています。

また、今般のコロナ禍であらわになったデジタル化の遅れや中小企業の脆弱な経営基盤への対応も求めました。それが生産性の向上と雇用の安定につながるからで、そのための大胆な規制改革と税財政政策の必要性を強調した次第です。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などを、各会の役員・税制委員はじめ多くの方々に理解していただくよう、税制顧問の岩崎慶市がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

膨大な長期債務残高の上に58兆円のコロナ対策国債

我が国の税財政改革はコロナ禍により一時棚上げ状態となりましたが、本提言は大規模な財政出動もやむを得ないとの基本認識を示しました。需要が一気に蒸発するなど機能不全に陥った社会経済活動を回復させるには従来のような経済対策では対応できず、とにもかくにも“出血”を止める緊急避難措置が必要だったからです。

しかし、コロナ対策費として二次にわたる今年度補正予算（資料Ⅰ参照）で計上された57.6兆円の新規国債の発行は、我が国財政にとって極めて負荷の大きいものです。この膨大な国債が当初予算で計上された32.6兆円に上乘せされるのです。

すでに我が国の長期債務残高は地方を合わせて1,100兆円を越し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化しています。歴代政権のほとんどが社会保障などの「受益」と税や社会保険料といった「負担」の不均衡是正に本腰を入れてこなかったからです。

あごが外れてしまった「ワニの口」

それは通称「ワニの口」と呼ばれるグラフ（資料Ⅱ参照）を見ていただければ一目瞭然です。ワニの上あごに当たる折れ線が歳出、下あごに当たる折れ線が税収を表しています。この2本の折れ線がワニの口のように一貫して広がっていることからこう呼ばれているわけですが、二次補正後には完全にあごが外れた形になってしまいました。

財政は本来、今回のような非常時に備えて平時に健全化を進めておくのが鉄則です。しかし、歴代政権は一部を除いて不況時には減税を含む財政出動を行い、好況時にはいわゆる「国民への配当」を理由に、「受益」に当たる歳出を膨らますだけで国民に適正な「負担」を求めなかったのです。これでは国民の不人気を恐れた“政治の怠慢”と誹られても仕方ないでしょう。

「コロナ後」を見据えた返済計画の議論を

新型コロナ対策で発行した国債の返済計画についてもほとんど具体的な議論がなされていません。今回はさすがに先進各国も多額の国債を発行しましたが、その返済についてドイツなどは“コロナ収束後”に向けて20年間の大まかな返済計画を公表しています。

提言は我が国も“コロナ収束後”を見据えた議論を早期に開始するよう促しました。とはいえ、返済には国民の負担が伴いますから、感染が落ち着かない段階ではなかなか具体的議論に踏み込みにくいのも事実です。このため、提言は「現世代での解決」を求めるとの表現にとどめています。ただ、感染症がいわば天災であることを考えれば、所得税の付加税や政府保有株の売却などを財源とした長期の返済計画に基づく東日本大震災の復興計画（資料Ⅲ参照）が参考になるでしょう。

既得権益勢力の壁突破を目指し規制改革を

さて、新型コロナウイルス感染対策と経済再生についてですが、これは政府も目指しているように両立させるしかありません。短期的にはコロナ禍が原因で生活が困窮している個人や経営基盤が大きく毀損された中小企業への財政支援で経済社会の崩壊を防ぐことです。一旦、崩壊したらそれを再生させることが極めて困難になるからです。

また、今回のコロナ禍で浮き彫りになったデジタル化の遅れも早急に改善する必要があります。提言は金融や医療、勤務形態など広範な分野での対応を求めています。これらは先進各国に比べて低い生産性を向上させることにつながり、成長戦略としても極めて有効な政策になるでしょう。

ただ、そのためには既得権益勢力という壁を突き崩す規制改革が必要になります。安倍晋三前政権は規制改革を成長戦略の“一丁目一番地”と位置づけながら中途半端に終わりました。菅義偉新政権はデジタル庁の設置などを突破口に、行政のデジタル化や世界に後れを取っている第5世代の高速大容量通信規格「5G」に対する環境整備に積極的に取り組もうとしています。その目的を達成するには強い覚悟が求められるでしょう。

ドイツの付加価値税減税は財政黒字だからこそ

提言では言及していませんが、ドイツなどを例に経済再生策の一つとして一部に出ている消費税の減税案についても、看過できない問題なので触れておきましょう。確かにドイツは新型コロナ経済対策として消費税にあたる付加価値税の標準税率を本年7月から半年間の期限付きで19%から16%へ3%引き下げました。

資料Ⅳはコロナ禍以前の先進7カ国（G7）の財政状況比較ですが、ドイツはすでに2012年から財政収支が黒字化していたのです。つまり、3%程度なら引き下げ率が小さいし財政的にも余裕があるという側面を見逃してはなりません。

財政規律無視した消費税の安易な減税論

我が国が3%程度でも引き下げるとしたら財政への衝撃はドイツと比較になりませんし、欧州各国に比べて消費税に対するアレルギーが強い点を考えると税率を戻すのも極めて大変です。第一、自粛ムードが長引く中で、減税効果が経済再生に大きく寄与するとは考えられません。

しかも、消費税は社会保障の安定財源として目的税化されています。仮に減税するとしたら、その代替財源はどうするのでしょうか。社会保障の歳出を削減するのか、それともさらなる借金に頼るのか、いずれにしても、この財政規律を無視した安易な風潮は戒めておかねばなりません。

PB黒字化目標を放棄する理由はない

財政規律といえば、本年の「骨太の方針2020」で2025年度のPB黒字化目標が明記されなかったのは極めて問題です。いくら新型コロナ対策で財政が大幅に悪化したとはいえ、これが簡単にPB黒字化目標を放棄する理由にならないことを提言は指摘しました。

確かに「コロナ以前」に比べてPB黒字化が難しくなったのは事実です。長引くコロナ禍による影響で税収など歳入が思うほど期待できない一方、コロナ対策費の予算計上も今年度だけで済みそうに

ないからです。このため、本年7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（資料V参照）では、国・地方のPBが黒字化するの成長実現ケースで本年1月試算より2年後ずれする2029年度としています。

コロナ対策費の国債は来年度PBに影響せず

しかし、この試算は今後求められる新たな成長戦略や我が国が取り組まねばならない「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革を想定したものではありませんし、そもそもPBは国債に関する収支を除外して計算する単年度収支の指標です。つまり、2020年度に歳出を急激に膨らませた新型コロナ対策費は今年度のPBに影響するだけなのです。

もちろん、来年度予算もある程度のコロナ対策費が必要になるでしょう。しかし、2022年度には名目GDPや国の税収が「コロナ以前」の水準を回復すると内閣府は試算しています。成長率などの経済前提が民間より甘いという側面はありますが、同年度にはコロナ禍による非常事態からほぼ脱出するとみているわけです。従って新たな成長戦略と税財政の改革に努力すれば、2025年度のPB黒字化は決して不可能とはいえないのです。

中長期の健全化は「骨太2006」の一体改革参考に

我が国は2022年度から団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれています。その詳細は後述しますが、提言はこうした構造問題を解決するためには「社会保障と税の一体改革」で予定されていた消費税率引き上げ時期などを先送りせず、早期にPB黒字化を達成すべきだと再三にわたって求めてきました。

その手法は歳出・歳入一体改革以外にないとも指摘してきました。念頭に置いたのは小泉純一郎政権末期の「骨太の方針2006」に盛り込まれた財政健全化計画（資料VI参照）です。ずいぶん前のことなので、少しおさらいしてみましょう。

歳出削減の幅大きくすれば増税幅小さく

それはP B黒字化を2011年度に設定した5年計画でした。まず、黒字化に必要な対応額を成長率見込みなどの経済前提を置いて算定します。そして、歳出削減で対応額のどこまでをカバーするかを算出し、残りの額を増税で賄うことにしたのです。主な増税対象は社会保障費の安定財源として位置付けた消費税でした。

つまり、歳出削減額を大きくすれば増税幅が小さくなり、歳出削減額を小幅にすれば増税幅が大きくなる仕組みです。いわば両者が対応額という枠内で互いに牽制し合うゼロサム方式のようなもので、どちらに転んでも財政規律が働き健全化が進むわけです。しかも、歳出削減には社会保障や公共事業など歳出分野ごとに具体的な削減額を示す工程表を策定したのです。

「社会保障と税の一体改革」ではここまで踏み込みませんでしたから、それだけこの健全化計画は厳しい手法だったわけです。やはりというべきか、早くも第一次安倍政権で計画は事実上、破綻の道を辿りました。社会保障費の削減額が目標設定額に達しなかったからで、やがて計画はリーマン・ショックに飲み込まれ雲散霧消したのです。

「中福祉・低負担」を「中福祉・中負担」に

ことほど左様に社会保障費の削減・抑制は難しいのですが、ここに改革のメスを入れない限り、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立は達成できません。すでに指摘したように、我が国財政が先進国の中で突出して悪化した大きな理由は「中福祉・低負担」といういびつな構造にあります。それは「経済協力開発機構（OECD）諸国における社会保障支出と国民負担率の関係」というグラフ（資料Ⅶ参照）をみれば明白です。

我が国の対GDP比でみた社会保障支出は、1990年に10%程度だったのが2015年には25%近くに跳ね上がっています。この間、税と社会保険料の負担を合わせた国民負担率（対GDP比）の方はほとんど横ばいなのです。つまり、両者の不均衡が一気に拡大したわけです。

米国より低い我が国の租税負担率

もう少し国民負担率の中身を対国民所得比で国際比較（資料Ⅷ参照）してみると、とりわけ、租税負担率の低さが顕著です。比較は2017年度現在なので消費税の引き上げで多少は上昇していますが、25.5%という数字は自己責任を原則とする米国より低いのです。ただ、米国は「低福祉・低負担」、スウェーデンなど北欧は「高福祉・高負担」でバランスがとれています。我が国は「中福祉・中負担」を目指していますが、提言はこの国家的課題解決に租税負担率の引き上げが避けて通れないことを何度も指摘してきました。

そのカギとなるのが、税収が景気に左右されにくいというえ、国民が広く負担する公平性を有する消費税なのです。現在の税率10%は欧州各国と比較（資料Ⅸ参照）しても極めて低いし、急激に進展する超高齢化社会への対応を考えると、中長期的にみてその引き上げが不可欠となるでしょう。

「小刻みな消費税引き上げ」が有力な選択肢に

しかし、消費税率引き上げについては国民のアレルギーが消費マインドを冷やすなど景気にマイナスとなり、それが政権にダメージを与えるというトラウマがいまだに存在しています。そこで有力な選択肢として浮上してきたのが、「小刻みな引き上げ」なのです。本提言では盛り込んでいませんが、今年の提言解説で言及した経緯があります。

この手法は以前に経団連や経済同友会なども提言しているもので、確かに毎年1%や0.5%の引き上げなら国民への負担が小さく、景気へのマイナス影響も軽微に抑えられるでしょう。税率引き上げの度に大掛かりな経済対策を行う必要がなくなるというメリットもあります。

中小企業も多機能端末の導入進み対応可能か

しかし、頻繁な税率引き上げによる事務負担は極めて大きく、とくに中小零細企業の対応が難しいことから、法人会としては非現実

的と判断してきました。ところが、幸か不幸か、法人会が導入に反対してきた軽減税率とキャッシュレス決済に対応できるよう、政府が補助金による多様な機能を有する端末普及を実施した結果、中小零細企業でもどうにか対応可能になってきたのです。

小刻みな税率引き上げは、欧州では当たり前に行われています。EU加盟国（集計対象は28カ国）が付加価値税導入以降に行った税率引き上げ回数とその幅をみると、「0%超～1%以下」が42回、「1%超～2%以下」35回、「2%超～3%以下」20回、「3%超」12回となっています。一方、税率引き下げもドイツが半年限定のコロナ対策で行ったように、国民が税率変動に対して過剰に反応することはないのです。

社会保障給付を「重点化・効率化」で抑制

提言は社会保障を中心に一貫して「受益」と「負担」をバランスさせるには「負担」の上昇が不可避であることを指摘してきましたが、もう一方の「受益」も抑制しなければなりません。それを怠れば消費税などの負担に際限がなくなるからです。

我が国の社会保障給付は今後、急増していく見通しです。目の前には団塊の世代がすべて後期高齢者になる「2025年問題」が控えているうえ、2040年には団塊ジュニアが年金受給年齢に達し、高齢者人口もピークを迎えます。これに伴い、今年度127兆円の社会保障給付は2025年度に140兆円、2040年度に190兆円と膨らむ見通しです（資料X参照）。問題はこの「給付」を「重点化・効率化」によってどう抑制していくかです。

高齢者も能力に応じた公平な負担を

とりわけ、給付が急増する見通しの医療と介護分野は抜本改革を急がねばなりません。本年度は政府もコロナ対策に忙殺され、6月に予定されていた全世代型社会保障検討会議の最終報告が年末に先送りされるなど議論は中断しました。このため、新たな提言もオンライン診療をはじめとしたデジタル化対応の促進などにとどめました。

社会保障の基本的考え方についても、「自助」「公助」「共助」

を基本に、高齢者も負担能力に応じた応能負担の原則で公平性を確保するよう、これまでの提言を踏襲しました。分野別では「コロナ収束後」に向け主要な改革として①年金の支給開始年齢の引き上げ②医療は前述したデジタル化対応のほか、診療報酬（本体）の配分など抜本的な見直し③介護保険については給付と負担のさらなる見直し—などを改めて求めています。

国民の不信感払拭へ政府、議会在身を削れ

行政改革では、コロナ禍における国民に対する配慮として国会議員が歳費2割削減を実施するとしたことに対し、提言はこの程度では単なるパフォーマンスに過ぎないと強く批判しました。さらに、国、地方を含めた政治と行政が新型コロナ対策で混乱したことに国民の不満と不信感が極度に高まっていることも指摘しました。

これを払拭するには東日本大震災の復興財源確保策として実施した公務員人件費削減などのように、もっと政府と議会在身を削る必要があります。もちろん、自治体の首長や地方公務員もその対象になります。

給付金の申請混乱で証明されたマイナンバー制度の理解不足

マイナンバー制度（資料Ⅹ参照）についても、新型コロナ対策の目玉の一つとなった10万円特別定額給付金のオンライン申請手続きなどで、お粗末極まりない混乱が生じたことに強い懸念を表明しました。これはマイナンバーカード普及率の低さや制度に対する国民、行政共に理解が不足していることを、はからずも証明したのです。

マイナンバー制度をきちんと機能させるには、主に税と社会保障分野に限られている利用範囲を拡大し国民の利便性をいかに高めるかにかかっています。カードを運転免許証に利用する方針も示されていますが、本来、同制度が持つ潜在的メリットはこの程度ではありません。

たとえば、先進国の多くが実施している世帯単位の勤労所得や金融所得などの把握も瞬時に可能となり、社会保障や税の応能負担による公平性を実現する新たな制度設計にも役立ちます。もちろん、

そのためには個人情報情報の漏洩やプライバシーの保護策が大前提であり、国民の広範な議論が必要であることも指摘しています。

Ⅱ. 中小企業が事業継続するための税制措置

期限切れ租税特別措置の延長などが中心に

昨年までは第Ⅱ章を「経済活性化と中小企業対策」と題し、我が国経済の総合的分析と取り組むべき課題を論じていましたが、本年は政府や経済界も通常の経済対策ではなく新型コロナ対策の議論に終始したため、第Ⅱ章を「中小企業が事業継続するための税制措置」としています。

内容的には期限がくる中小企業の活性化を目的とする租税特別措置やコロナ対応の緊急経済対策に盛り込まれた税制措置の延長を求めることが中心となりました。例えば今年度末に期限がくる法人税の軽減税率の特例、中小企業投資促進税制などがそれです。

また、「税目別具体的課題」から第Ⅱ章に移行した項目もいくつかあります。「固定資産税の抜本的見直し」もその一つです。来年度の評価替えの基準となる本年初めの公示地価は地方の全用途平均でも上昇に転じましたが、コロナ禍の影響で本年7月時点の基準地価は下落に転じています。このため、負担増とならないよう配慮すべきであることを強調しています。

「消費税は単一税率が望ましい」の姿勢堅持

他の税目はほとんど昨年の提言を踏襲しています。消費税関係では昨年10月の税率10%への引き上げに伴って導入された軽減税率制度について、事業者の事務負担や税収確保などの観点から問題が多いことを改めて指摘しました。そして、税率10%程度では単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の拡充で対応可能とのスタンスを堅持しました。

事業承継税制関係では、平成30年度に行われた団塊の世代の円滑な代替わり促進を目的とした納税猶予制度の10年間の特例措置を評価しつつ、運用の柔軟化が必要であることを指摘しています。そのうえで、昨年と同様に事業用資産を一般資産と切り離して課税

を軽減あるいは免除する欧州並みの本格的な税制創設を求めました。

Ⅲ. 地方のあり方

浮き彫りになった広域医療体制の必要性

今般のコロナ禍は東京一極集中のリスク、さらには地方分権化と広域行政の必要性を浮き彫りにしました。人の移動と感染拡大の関係、これに対応する中核病院や診療所、さらに保健所を含めた医療体制のあり方など、どれをとっても広域行政なしでは対応が難しい問題だったからです。

また、これらの問題に関係する対策費の財源をめぐる議論にも疑問を呈しました。その多くが自治体の首長やメディアを中心に地方の財源の脆弱さのみを強調、矛先を国に向け際限のない財政支援を行うべきだとの一方的な論調だったからです。

国難ともいえるべき緊急事態に、国が財政を含めて主体的に対応するのは当然のことです。実際、国は前述したように膨大な国債を発行して対策費を捻出しました。しかし、国は“打ち出の小槌”ではないのです。

地方もコロナ対策の財源捻出の努力を

冷静に国と地方の財政状況を比較してみましょう。すでにコロナ以前から国の借金がGDPの2倍近くに達していることは指摘した通りです。今年度第2次補正予算後のPB赤字は前年度の17兆円（名目GDP比3.1%）から67.6兆円（同12.8%）へ一気に膨らみました。

これに対し地方の借金は国の5分の1程度、PBは2005年度からほぼ一貫して黒字で今年度も収支トントンです。にもかかわらず、地方の財源不足を自動的に補填する財源保障機能を有する地方交付税で毎年15兆円以上も財政支援しているのです。この矛盾した構造を考えれば、新型コロナ対策費の財源も国に依存しようとするだけではなく、自ら捻出する工夫と努力をしてしかるべきでしょう。

地方公務員給与と地方議員の報酬は高すぎる

地方交付税は用途が自由な一般財源です。このため、高すぎるとの批判が強い地方公務員給与にも充当されているのです。その水準の高さは、国家公務員を100として比較したラスパイレス指数（資料Ⅹ参照）をみれば一目瞭然です。

指数はこの十年以上、東日本大震災時の特殊要因を除いて100弱の水準に張り付いたままなのです。つまり、国家公務員とほぼ同水準に高止まりしているわけで、これを地域の民間企業と比べると、2、3割方高いといわれています。これまでの提言でも再三求めてきたように、地方公務員給与は国家公務員ではなく、地域民間企業の水準に準拠すべきなのです。

地方議員の報酬にも同様の問題があります。我が国の報酬水準は驚くべきことに、大都市を除いて基本的にボランティアである欧米の地方議員の10倍前後に上っています。また、多額の政務活動費が支給されているにもかかわらず、議員が企画・立案する条例は極めて少ないのです。これらの費用を削減してコロナ対策財源に充てるのは当然でしょう。選挙管理委員会など行政委員の高すぎる報酬についても早急に日当制に移行すべきです。

ふるさと納税の納税先は出身自治体に限定すべき

「ふるさと納税制度」についてもさらなる見直しが必要です。本年は過度な返礼品を是正するため一部自治体を同制度の適用対象外にする措置がとられ、これを不服とした自治体が勝訴する事態となりました。しかし、そもそも住民税は居住自治体に納める会費であり、どちらが勝訴しようとしまいと他の自治体に納税すること自体、地方税の応益原則にそぐわない面があるのです。

また、同制度を地方活性化と結びつける議論もありますが、返礼品のアピール競争という安易な手法で納税を誘導するような施策では真の活性化につながるとは思えません。せめて納税先を納税者の「ふるさと」、つまり出身自治体に限定するよう見直す必要があるのではないのでしょうか。

IV. 震災復興等

原発事故含めこれまでの対応の検証が必要

東日本大震災の復興期間の後期である「復興・創生期間」は最終年度に当たる5年目に入りましたが、被災地の再生は道半ばです。これまでの提言で指摘したように、原発事故の対応を含めて効果を検証したうえ、企業の定着や雇用確保などの実効性ある措置をとるよう求めました。近年の頻発する大規模な自然災害についても、適切な支援措置が必要なことも強調しました。

V. その他

納税者の利便性と事務負担軽減が重要

納税環境の整備では納税者の利便性向上と事務負担の軽減が重要であり、国税と課税の基準を同じくする地方税の申告納税手続きについては一層の合理化を求めています。

また、租税教育では学校だけでなく社会全体で取り組む必要性を強調しました。

《参考資料》

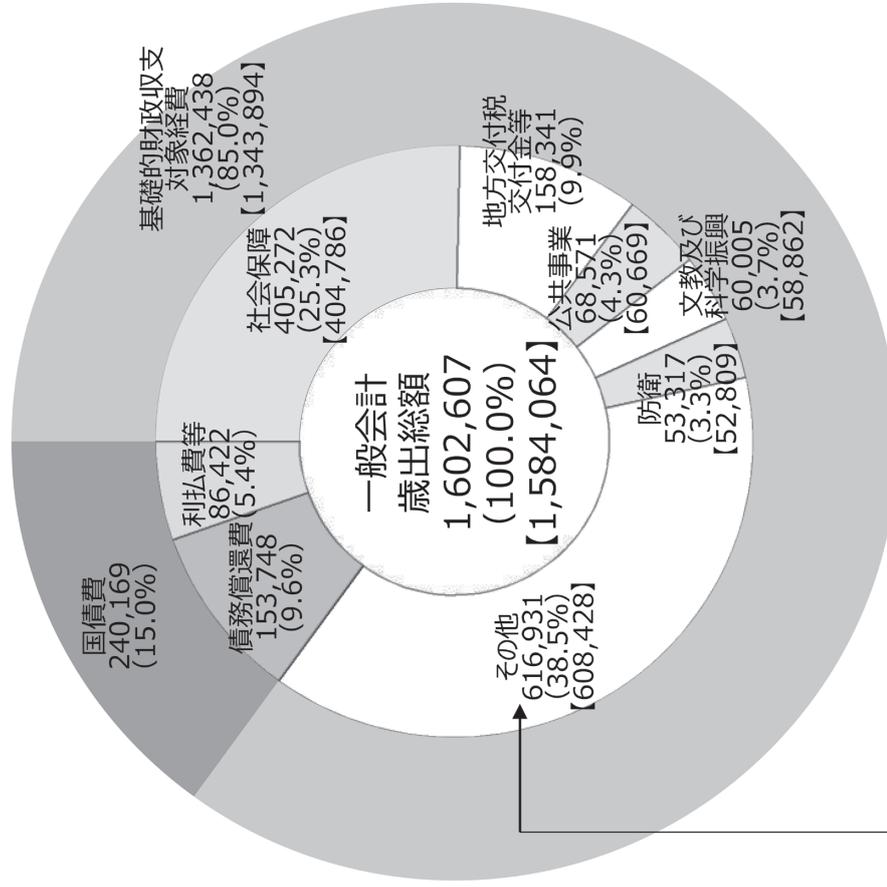
- I. 令和2年度一般会計第2次補正予算後の歳出・歳入の構成
- II. 一般会計における歳出・歳入の状況
- III. 東日本大震災の復興財源フレーム
- IV. 財政収支の国際比較（対GDP比）
- V. 中長期の経済財政に関する内閣府試算
- VI. 「骨太の方針2006」の5年間の歳出改革概要
- VII. OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係
- VIII. 国民負担率（対国民所得比）の内訳の国際比較
- IX. 付加価値税率（標準税率と食料品適用税率）の国際比較
- X. 将来の社会保障給付の見通し
- XI. マイナンバー制度導入後のロードマップ
- XII. 地方公務員給与の実態調査結果

（注）政府公表の資料などから引用

資料 I

令和2年度一般会計第2次補正予算後の歳出・歳入の構成

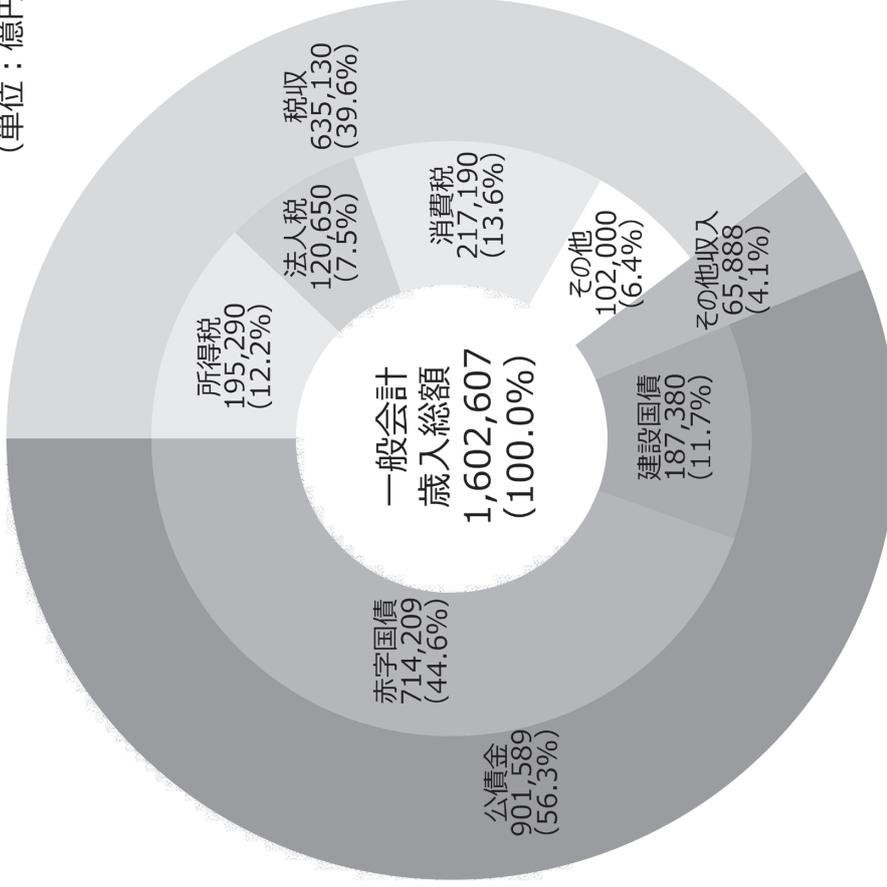
一般会計歳出



中小企業対策	223,974	(14.0%)	【223,944】
食料安定供給	12,847	(0.8%)	【12,839】
エネルギー対策	9,577	(0.6%)	【9,090】
経済協力	6,486	(0.4%)	
恩給	1,750	(0.1%)	
その他の事項経費	242,298	(15.1%)	【234,319】
予備費	5,000	(0.3%)	
新型コロナウイルス感染症対策予備費	115,000	(7.2%)	

一般会計歳入

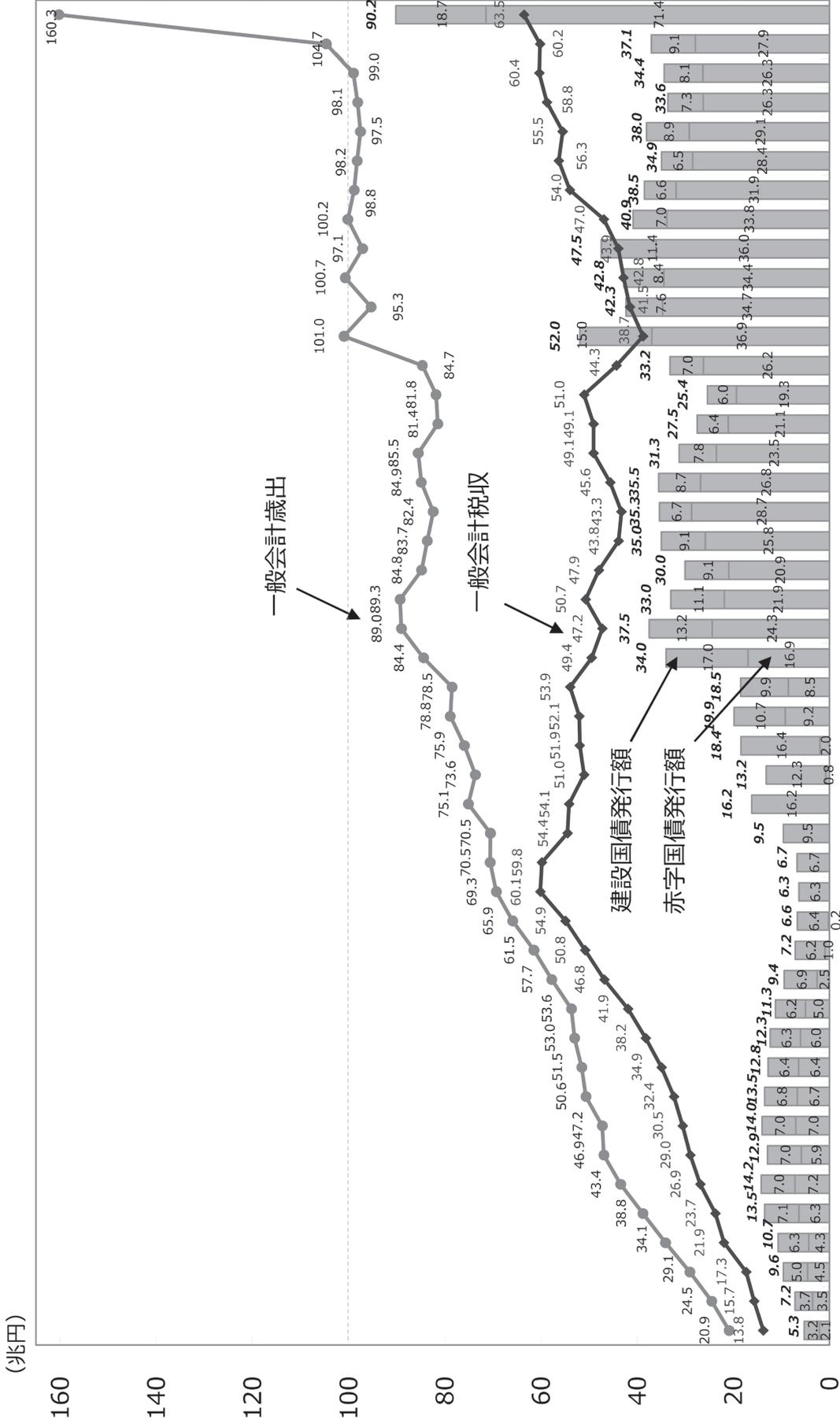
(単位：億円)



- (注1) 【】内は臨時・特別の措置（消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、令和元年度・2年度当初予算において講ずることとされた措置）を除いた計数。
- (注2) 「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。
- (注3) 「一般歳出」（＝「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの）は、1,204,096（75.1%）。うち社会保障関係費は33.7%。
- (注4) 令和2年6月12日成立の第2次補正に基づくもの。

資料Ⅱ

一般会計における歳出・歳入の状況



50515253545555657585960616263 元 2 3 4 5 6 7 8 9 101112131415161718192021222324252627282930 元 2 (年度)

(注1) 平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算、令和2年度は第2次補正後予算による。
 (注2) 国債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別国債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別国債、平成23年度は東日本大震災からの復興のための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別国債を除いている。
 (注3) 令和元年度・2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

東日本大震災の復興財源フレーム

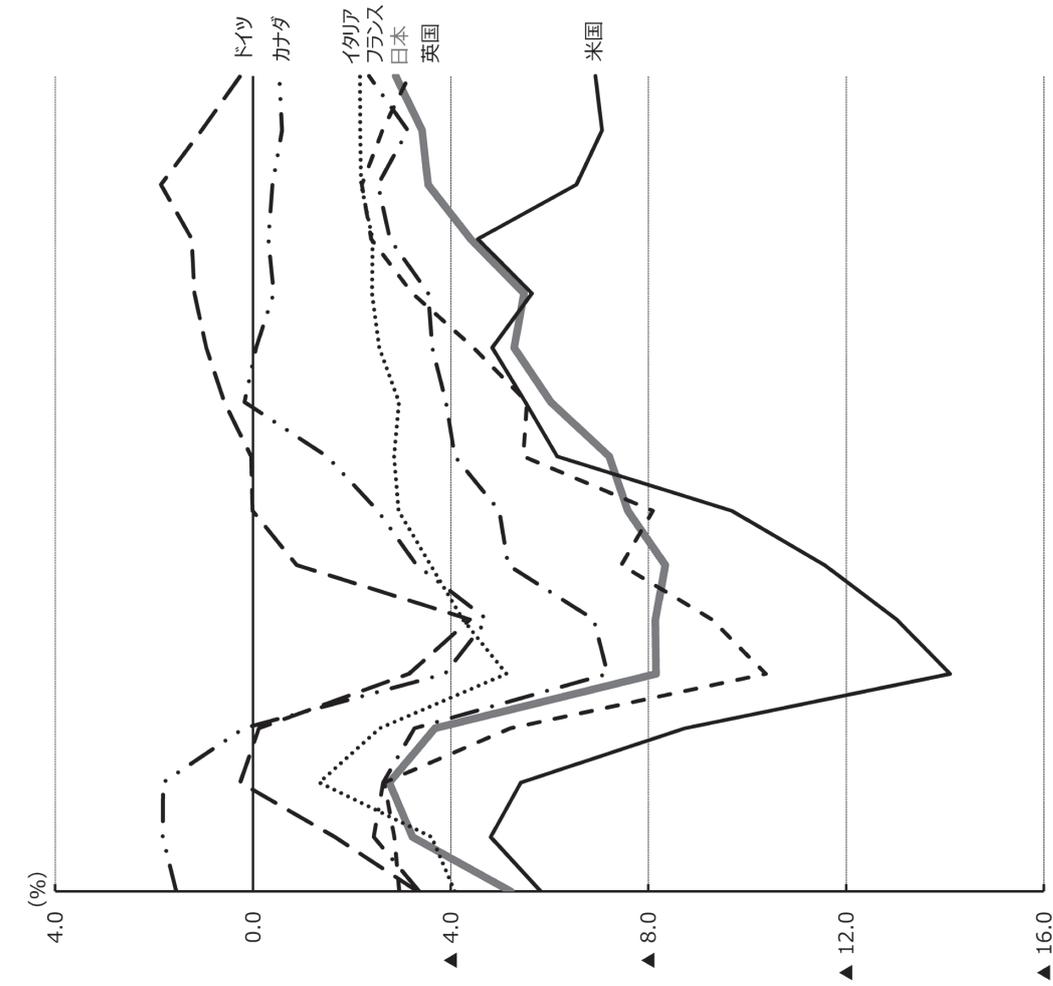
歳出

1. 23～24年度予算 : 約17.5兆円
- ・ 23年度1次～3次補正 : 14.9兆円
 - ・ 24年度予算（補正予算含む） : 3.9兆円
 - ・ 全国防災等地方対応分 : 1.0兆円
 - ・ 東京電力への求償が想定されるもの等 : ▲ 1.2兆円
 - ・ 23年度1次～3次補正の不用 : ▲ 1.1兆円
2. 25年度予算 : 3.3兆円程度
- ・ 25年度概算決定（予備費除く） : 3.8兆円
 - ・ 全国防災等地方対応分 : 0.1兆円
 - ・ 東京電力への求償が想定されるもの等 : ▲ 0.6兆円
3. 26、27年度も確実に見込まれる事業
: 2.7兆円程度
- 合 計 **23.5兆円程度**

歳入

1. 歳出削減、税外収入等 : 8.5兆円程度
- ・ 子ども手当の見直し
 - ・ 公務員人件費の見直し
 - ・ JT株式の売却
 - ・ 高速道路無料化見直し 等
2. 復興増税 : 10.5兆円程度
- ・ 復興特別所得税
(2.1%の付加税×25年) } 9.7兆円程度
 - ・ 復興特別法人税
(10%の付加税×3年)
 - ・ 個人住民税
 - ・ (均等割の引上げ等×10年) : 0.8兆円程度
3. 追加的な財源 : 6兆円程度
- ・ 日本郵政の株式の売却収入 : 4兆円程度
 - ・ 決算剰余金等 : 2兆円程度
- 合 計 **25兆円程度**

財政収支の国際比較(対GDP比)



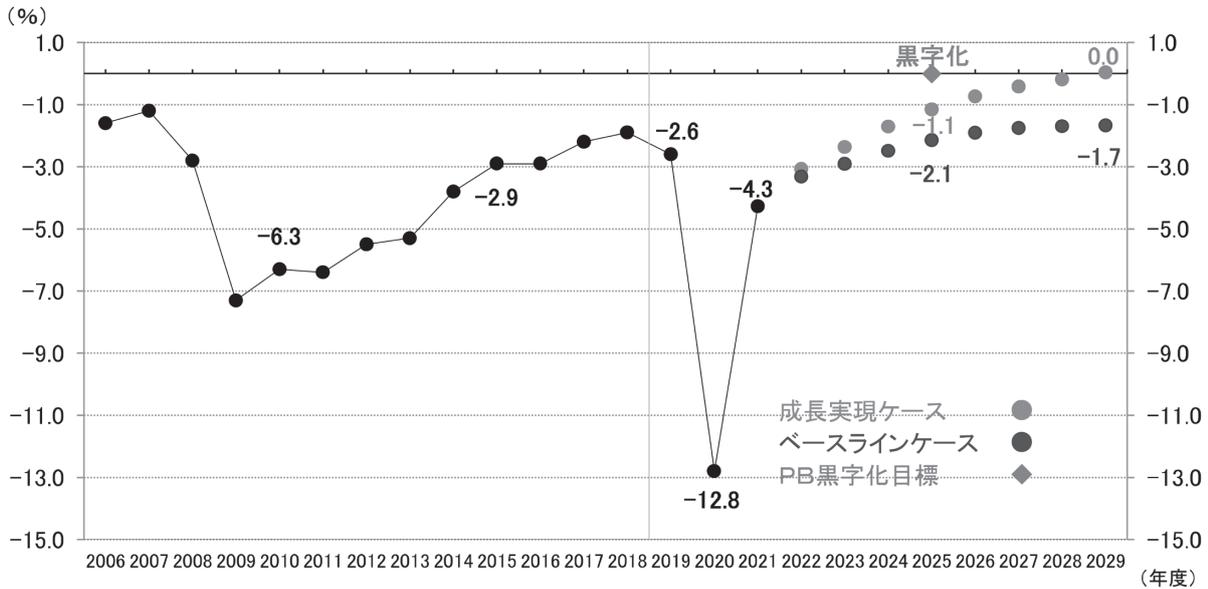
暦年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 2.8	▲ 3.7	▲ 8.2	▲ 8.1	▲ 8.3	▲ 7.6
米国	▲ 5.8	▲ 4.8	▲ 5.4	▲ 8.7	▲ 14.1	▲ 13.0	▲ 11.6	▲ 9.7
英国	▲ 3.0	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 5.2	▲ 10.4	▲ 9.3	▲ 7.4	▲ 8.1
ドイツ	▲ 3.3	▲ 1.7	0.3	▲ 0.1	▲ 3.2	▲ 4.4	▲ 0.9	0.0
フランス	▲ 3.4	▲ 2.4	▲ 2.6	▲ 3.3	▲ 7.2	▲ 6.9	▲ 5.2	▲ 5.0
イタリア	▲ 4.1	▲ 3.6	▲ 1.3	▲ 2.6	▲ 5.1	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 2.9
カナダ	1.6	1.8	1.8	0.2	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 3.3	▲ 2.5

暦年	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
日本	▲ 7.2	▲ 6.0	▲ 5.3	▲ 5.5	▲ 4.4	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 2.9
米国	▲ 6.2	▲ 5.5	▲ 4.8	▲ 5.6	▲ 4.5	▲ 6.5	▲ 7.1	▲ 6.9
英国	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 4.5	▲ 3.2	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 2.6	▲ 3.2
ドイツ	0.0	0.6	0.9	1.2	1.2	1.9	1.0	0.3
フランス	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.6	▲ 3.5	▲ 2.8	▲ 2.5	▲ 3.1	▲ 2.3
イタリア	▲ 2.9	▲ 3.0	▲ 2.6	▲ 2.4	▲ 2.4	▲ 2.2	▲ 2.2	▲ 2.2
カナダ	▲ 1.5	0.2	▲ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.5

(出典) OECD "Economic Outlook 106"(2019年11月)
 (注1) 数値は一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。
 (注2) 日本については、単年度限りの特殊要因を除いた値。
 (注3) 日本は2018年から、それ以外の国々は2019年からが推計値。

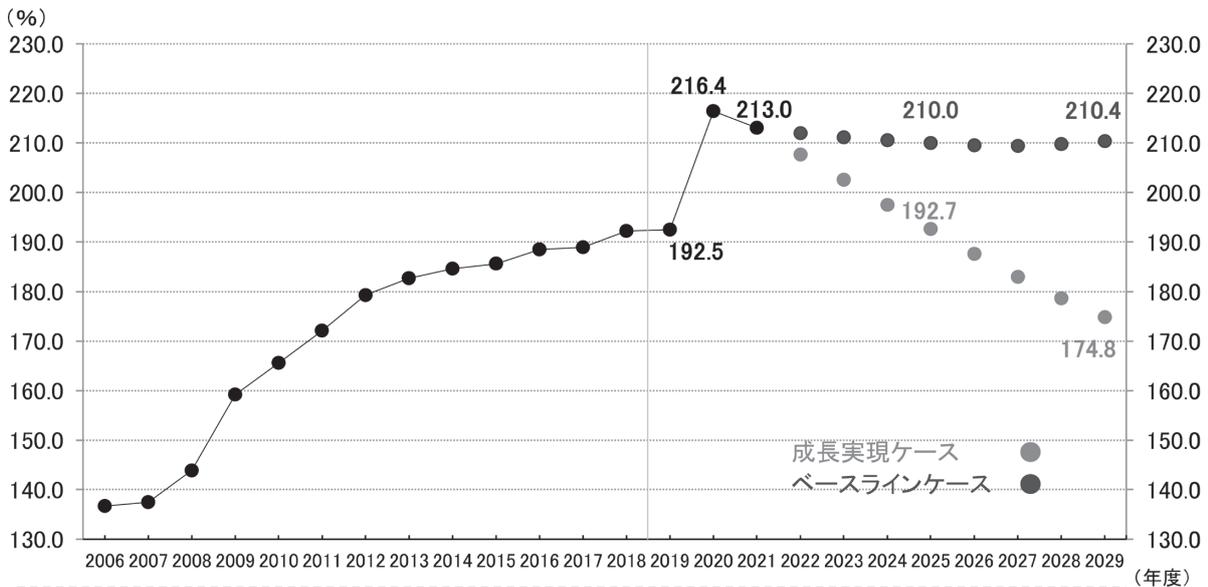
中長期の経済財政に関する内閣府試算

○国・地方のPB*(対GDP比)



・PBは、歳出改革を織り込まない自然体の姿で、成長実現ケースでは、2025年度に対GDP比で1.1%程度の赤字となり、PB黒字化の時期は2029年度となる。

○国・地方の公債等残高*(対GDP比)



・公債等残高対GDP比は、成長実現ケースでは、試算期間内において、安定的な低下が見込まれる。なお、長期金利の上昇に伴い、低金利で発行した既発債のより高い金利による借換えが進むことに留意が必要である。

・ベースラインケースでは、試算期間内は概ね横ばいで推移する。

* 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

* これらの試算結果については、感染症が内外経済に与える影響を見極める必要がある。2020年秋に海外で感染症の大規模な第二波が生じるという国際機関のシナリオを基に試算された内閣府年央試算の参考値を踏まえると、名目GDPが概ね600兆円に達する時期は2024年度頃となり、歳出改革を織り込まない自然体の姿で2025年度のPB赤字対GDP比は1.4%程度となると見込まれる。

「骨太の方針2006」の5年間の歳出改革概要

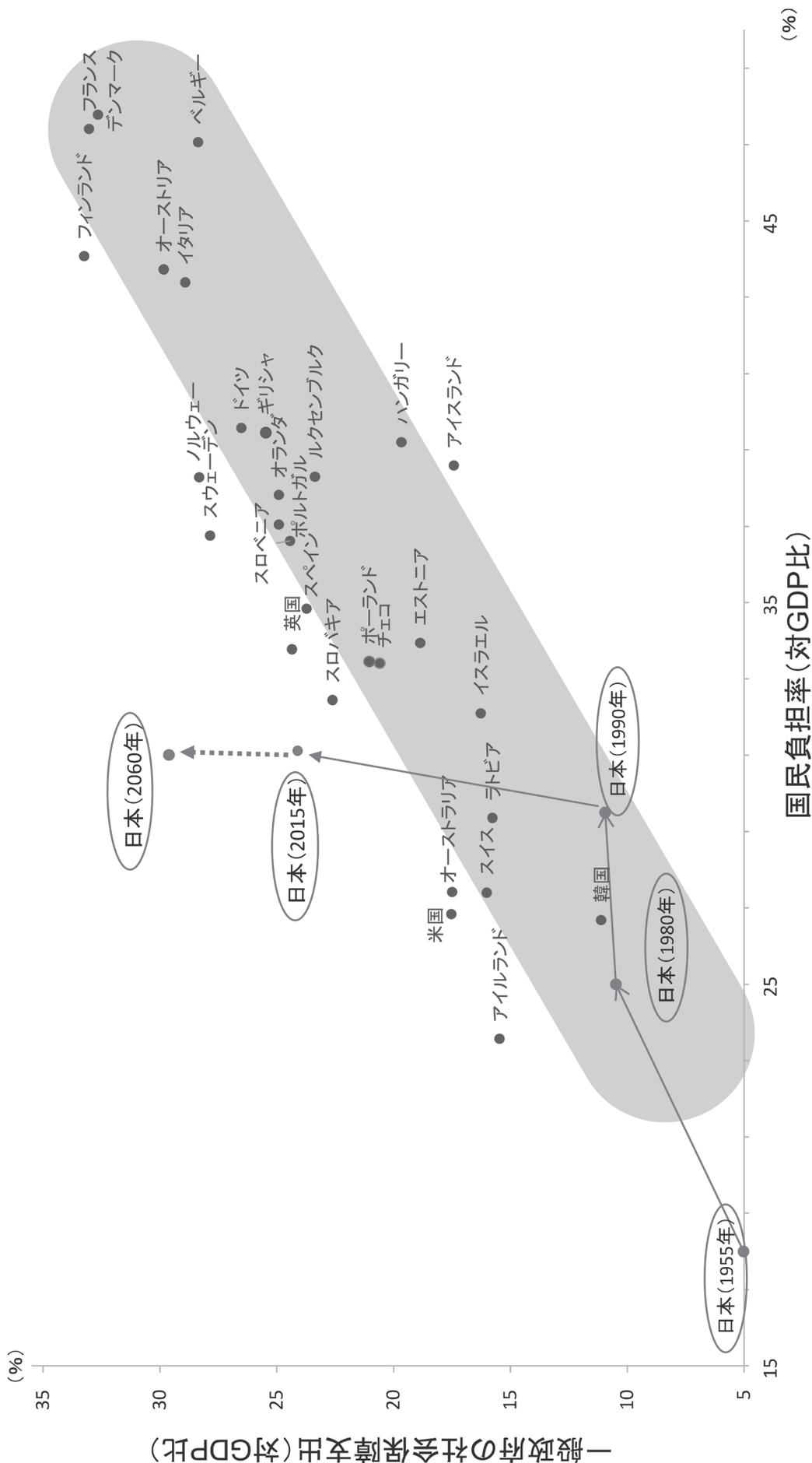
	2006年度	2011年度		削減額	備考
		自然体	2011年度 改革後の姿		
社会保障	31.1兆円	39.9兆円	38.3兆円程度	▲1.6兆円程度	
人件費	30.1兆円	35.0兆円	32.4兆円程度	▲2.6兆円程度	
公共投資	18.8兆円	21.7兆円	16.1～17.8兆円程度	▲5.6～▲3.9兆円程度	公共事業関係費 ▲3%～▲1% 地方単独事業(投資的経費) ▲3%～▲1%
その他分野	27.3兆円	31.6兆円	27.1～28.3兆円程度	▲4.5～▲3.3兆円程度	科学技術振興費 +1.1%～経済成長の範囲内 ODA ▲4%～▲2%
合計	107.3兆円	128.2兆円	113.9～116.8兆円程度	▲14.3～▲11.4兆円程度	
		要対応額 : 16.5兆円程度			

(注1)上記金額は、特記なき場合・地方合計(SNAベース)。

(注2)備考欄は、各経費の削減額に相当する国の一般歳出の主な経費の伸び率(対前年度比名目年率)等及び地方単独事業(地財計画ベース)の名目での削減率を示す。

資料Ⅶ

OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係



(出典) 国民負担率：OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、“Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等。

社会保障支出：OECD “National Accounts”、内閣府「国民経済計算」。

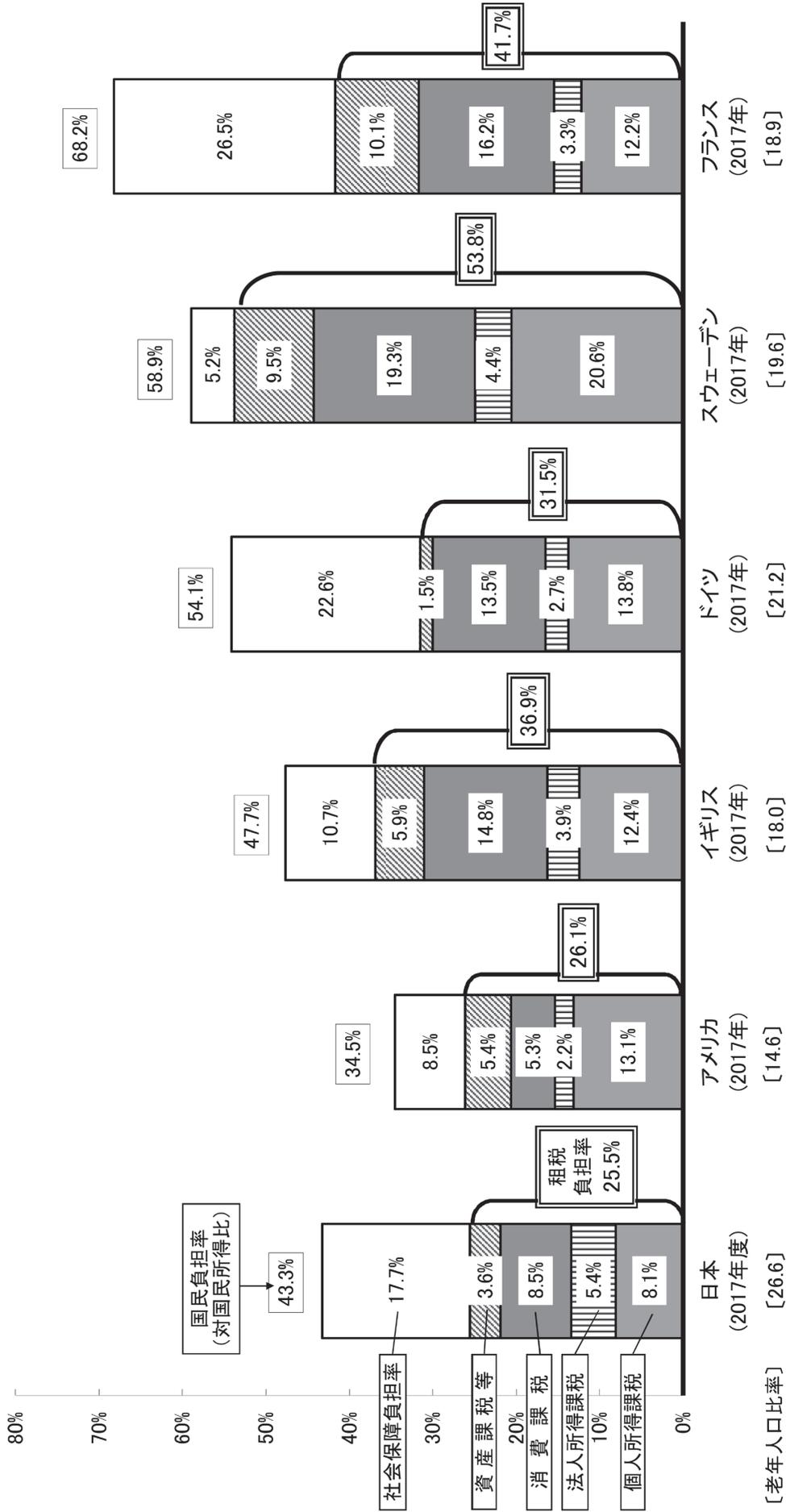
(注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。

(注2) 日本は、2015年度まで実績、諸外国は2015年実績(アイスランド、ニュージーランド、オーストラリアについては2014年実績)。

(注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(2018年4月6日 起草検討委員提出資料)より作成。

資料Ⅷ

国民負担率(対国民所得比)の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成29年度(2017年度)実績、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2018"及び同 "National Accounts" による。

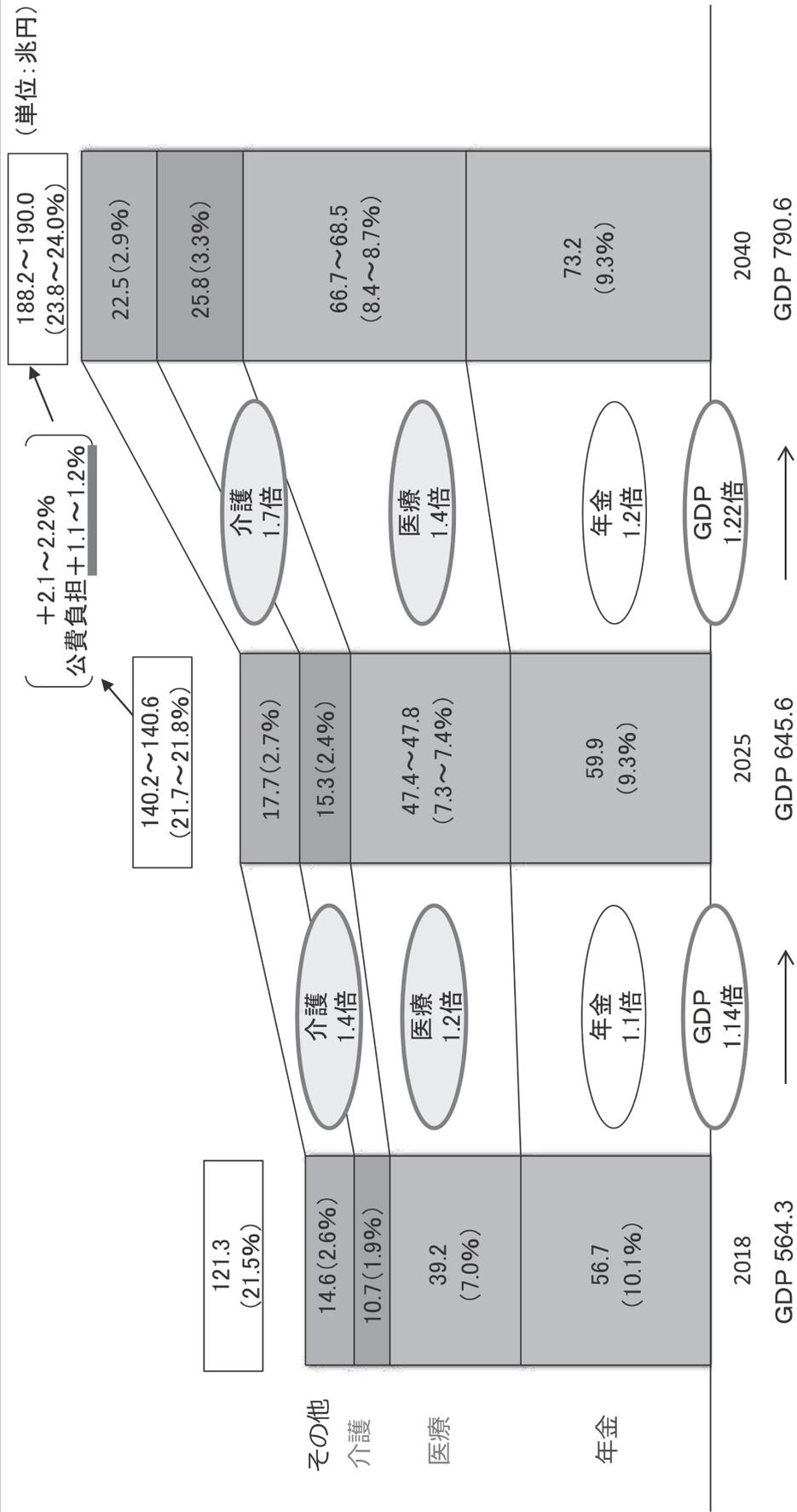
2. 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 四捨五入の関係上、各項目の数値の和が合計値と一致しないことがある。

4. 老年人口比率については、日本は2015年の推計値(総務省「人口推計」における10月1日時点の人口)、諸外国は2015年の推計値(国際連合 "World Population Prospects: The 2019 Revision Population Database" による)、日本の2020年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年(2017年)4月推計)による)は28.9%となっている。

将来の社会保障給付の見通し

- 高齢化の進展により、社会保障給付費は、今後も急激な増加が見込まれる。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年、20～64歳の現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、特に医療・介護分野の給付は、財源調達のベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していく。
- 受益と負担の均衡が取れた社会保障制度を一刻も早く構築していく必要がある。



(出典)内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」(計画ベース・経済ベースラインケース)(30年5月)
 (注)()内の%表示はGDP比。

地方公務員給与の実態調査結果

資料Ⅱ

ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 平成31年4月1日現在 99.1 (前年 99.2 Δ0.1)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

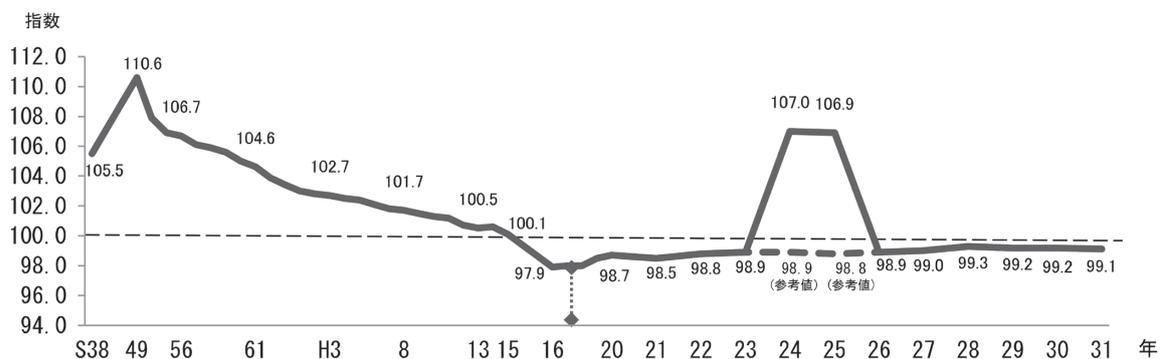
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	H30.4.1	H31.4.1	増 減	
				S49→H31	H30→H31
全地方公共 団 体 平 均	110.6	99.2	99.1	△ 11.5	△ 0.1
都 道 府 県	111.3	100.1	99.8	△ 11.5	△ 0.3
指 定 都 市	116.1	100.3	99.9	△ 16.2	△ 0.4
市	113.8	99.1	98.9	△ 14.9	△ 0.2
町 村	99.2	96.4	96.3	△ 2.9	△ 0.1
特 別 区	—	100.1	99.8	—	△ 0.3

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	H31.4.1			
	最高値		最低値	
都 道 府 県	102.3	静岡県	95.3	鳥取県
指 定 都 市	102.6	静岡市	96.5	大阪市
市 区 町 村	103.9	京都府大山崎町	81.1	大分県姫島村

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

(4) その他

- ・地域手当補正後ラスパイレス指数 全地方公共団体平均 99.1 (ラスパイレス指数との差 ±0)
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値 全地方公共団体平均 98.5 (ラスパイレス指数との差 Δ0.6)